

## チェルノブイリ並みの避難エリア

## 1. チェルノブイリの避難エリア

映画『チェルノブイリ』を見た。5時間の大作である。しかし、退屈はしなかった。事柄自体がそれほど衝撃的だったからだといえよう。さまざまな局面が描かれていて、原発事故の社会的影響の大きさを改めて実感したが、その中で、原則的に住民を避難させて無住地帯にした土地の面積が2600km<sup>2</sup>であった、という言葉が印象に残った。この面積をイメージすると、26km幅なら長さ100kmの長方形、正方形に近く考えれば50km x 52kmとなる。福島県は南北約100km、東西約150km、面積13784km<sup>2</sup>であるから、上記のチェルノブイリの立ち退き面積は、福島県の面積の約1/5に相当する。

## 2. 双葉町と大熊町の避難解除の一部解除

3月4日双葉町の駅周辺と新設役場周辺の避難指示が解除された。翌5日に大熊町の大野駅周辺が、10日には富岡町の夜ノ森駅周辺が避難指示解除される<sup>1</sup>。いずれも、局所的に除染を強化して、常磐線を全線開通させ、26日にはオリンピックの聖火ランナーを走らせるというスケジュールを見据えた措置である。

では、人々がその地域に帰って元の暮らしができると考えているのだろうか。『朝日新聞』2月28日に、同社が福島県全域の有権者に聞いた「福島県民世論調査」の結果が報じられている<sup>2</sup>。

「県全体で元のような暮らしができるのは、どのくらい先か」という質問に対して、「20年より先」が54%。年代別では40代、50代の7割弱が「20年より先」と答え、先が見通せない心情がうかがえる。

同様の調査が3年前の2017年にも行われている<sup>3</sup>。その結果と比較すると、表1のようになる。現実を見ながら先行きが長いという認識をする人の割合が増えていることが分かる。

	2020年調査	2017年調査	備考
20年より先	54%	50%	
20年ぐらい	19%	21%	
10年ぐらい	17%	16%	
5年ぐらい	5%	7%	

表1. 福島県民世論調査：「県全体で元のような暮らしができるのは、どのくらい先か」の回答

出典：『朝日新聞』2020年2月28日および2017年3月3日

<sup>1</sup> 「帰還困難区域 初の解除」『朝日新聞』2020年3月4日

<sup>2</sup> 「元の暮らしに復旧『20年より先』54% 福島県民世論調査」『朝日新聞』2020年2月28日

<sup>3</sup> 「元の暮らしまで『20年超』5割 福島県民に世論調査」『朝日新聞』2017年3月3日

除染して避難指示の解除を行っても現実に帰還する人は、少数にとどまっている現実を如実に表しているから見なければならない。

### 3. 聖火ランナーが走る町の汚染レベル

筆者の友人・青木一政さんが、その所属するちくりん舎（NPO 法人 市民放射能監視センター）の一員として、J ヴィレッジを出発点とする浜通りの聖火リレーコースの放射線量を測定した結果を、去る3月3日に外国人特派員協会で発表した<sup>4</sup>。その測定結果はかなり衝撃的である。富岡町、大熊町、楡葉町、川内町、南相馬市、浪江町、葛尾村、飯館村、川俣町の汚染密度（土壌中のセシウム 137:Bq/kg）と空間線量（ $\mu\text{Sv/h}$ ）が記されている。ここでは、全体3ページのうち初めのページだけをコピーする。

聖火リレーコースおよび周辺の放射能汚染調査結果  
Survey results of radioactivity levels in and around Torch relay route 2020/3/2

チェルノブイリ法での避難指定基準  
Evacuation zone categories in Chernobyl Law

- 37,000Bq/m<sup>2</sup>以上(放射能管理強化ゾーン)  
above 37,000Bq/m<sup>2</sup> (Zone for radiation control)
- 185,000Bq/m<sup>2</sup>以上(移住の権利ゾーン)  
above 185,000Bq/m<sup>2</sup> (Zone of guaranteed voluntary resettlement)
- 555,000Bq/m<sup>2</sup>以上(義務的移住ゾーン)  
above 555,000Bq/m<sup>2</sup> (Zone of obligatory resettlement)
- 1,480,000Bq/m<sup>2</sup>以上(強制的移住ゾーン)  
above 1,480,000Bq/m<sup>2</sup> (Zone of alienation)

<http://www.m.nyoto-u.ac.jp/NERG/Chernobyl/zeipi/Ner37.html>

聖火リレーコース内  
In the Torch relay route

除染特措法での除染対象地域  
Enforced decontamination area specified in the "Special Decontamination Measures Act"

- 0.23  $\mu\text{Sv/h}$ 以上(汚染状況重点調査地域)  
above 0.23  $\mu\text{Sv/h}$  (intensive contamination survey areas)

政府の責任で除染を実施する対象地域  
Areas shall be decontaminated by the Government

場所 Place	番号 no.	採取日 Date of sampling	分析日 Date of analysis	重量 Weight (g)	汚染濃度 Soil contamination concentration Cs137 (Bq/kg)	汚染密度 soil surface contamination density Cs137 (Bq/m <sup>2</sup> )	表面計数率 surface counting rate (cpm)	空間線量率 Air dose rate ( $\mu\text{Sv/h}$ )		GPS	備考 Comments
								Tm	Tcm		
富岡 Tomioaka	1	2019/12/16	2019/12/16	408	1,030	76,900	245	0.17	0.24	37.348565,141.0165033	スポーツ交流館
	2	2019/12/16	2019/12/16	298	8,860	484,000	639	0.56	0.94	37.34283333,141.015878	倉賀野倉北
	3	2019/12/16	2019/12/17	388	105	7,410	97	0.14	0.10	37.33904666,141.01397	さくらモール国道わき
	4	2019/12/16	2019/12/16	348	3,790	242,000	779	0.45	1.09	37.34685,141.008335	役場入口左側3本目の木の下
	5	2019/12/16	2019/12/16	385	9,400	598,000	947	1.01	1.65	37.36934,140.99164	夜ノ森駅北、道路脇
	6	2019/12/16	2019/12/16	289	3,220	170,000	488	0.82	0.87	37.37362333,140.986758	道路脇雑木林
	7	2019/12/16	2019/12/16	357	11,000	710,000	881	0.80	1.37	37.37199,140.95984833	道路脇(35号)
	8	2020/1/14	2020/1/14	369	167	11,300	106	0.09	0.09	37.33551333333333,141	富岡駅前
	9	2020/1/14	2020/1/14	387	1,320	93,400	177	0.11	0.23	37.33724499999999,140	富岡中学校グラウンド前
	10	1	2019/12/16	2019/12/16	348	5,860	374,000	385	0.31	0.55	37.382605,140.95840166
11	2	2019/12/16	2019/12/16	283	3,780	196,000	363	0.38	0.67	37.38436,140.9666	高速道西脇(復興住宅)

表2. 聖火リレーコースおよび周辺の放射能汚染調査結果

出典：「聖火リレーコース調査結果一覧表」ちくりん舎 [http://chikurin.org/wp/?attachment\\_id=5643](http://chikurin.org/wp/?attachment_id=5643)

この表は、チェルノブイリの基準でいえば「移住の権利ゾーン」「義務的移住ゾーン」「強制的移住ゾーン」に相当する放射能汚染区域が、聖火リレーコース周辺にまだまだたくさんあるという現実を示している。このような放射能汚染レベルは、上記のどの町にも共通である。

<sup>4</sup> 「聖火リレーコース周辺の放射能汚染調査結果」ちくりん舎、2020年3月4日 <http://chikurin.org/wp/?p=5641>

映画『チェルノブイリ』では年間5mSvの地域は「移住命令地域」「義務的移住地域」に指定されて、兵隊が一軒一軒の家を訪ねて避難を促している映像があった。そこにとどまろうとする80歳代のおばあさんが牛の乳しぼりをしながら逆らっていると、若い兵士が乳牛を小銃で撃ち殺してしまうという場面もあった。

チェルノブイリの基準を念のために表3に再掲する。

表1 チェルノブイリ汚染地域の定義

(Bq = ベクレル, mSv = ミリシーベルト)

セシウム137 汚染濃度 (Bq/m <sup>2</sup> )	汚染地域の定義 (%は国土に対する全汚染地面積)			年間推定 被曝線量* (mSv)
	ベラルーシ 2001年制定 (23%)	ロシア 1992年制定 (1.5%)	ウクライナ 2001年制定 (7~10%)	
37,000~ 185,000未満	放射線の定期的 監視地域	社会経済的特典を 受けられる地域	放射線高度監視 地域	>0.5
185,000~ 555,000未満	移住の権利を持 つ地域	移住の権利を持 つ地域 (年間被 曝線量1 mSv 以 上)	移住が保証され ている地域	> 1
555,000~ 1,480,000未満	第2の移住地域	移住命令地域 (セシウムが148 万 Bq/m <sup>2</sup> 以上、 または年間被曝 線量5mSv 以上)。 未満の場合は自 由意思	義務的移住地域	> 5
1,480,000以上	優先的移住地域			-
30km 圏内	居住禁止地域	居住禁止地域	居住禁止地域	

注：推定被曝線量は、自然放射線以外のチェルノブイリ事故由来の値を指す。

出典：UNDP, UNICEF, 2002, *The Human Consequences of the Chernobyl Nuclear Accident - A Strategy for Recovery*.

\*については National report of Ukraine, 2011.

表3. チェルノブイリ汚染地域の定義

出典：綿貫礼子編『放射能汚染が未来世代に及ぼすもの』新評論、2012年、p.67

### 3. 同等の避難エリアを想定すれば

人びとの健康を心配するなら、チェルノブイリの基準が望ましいことは誰でも異論はないであろう。福島県内の年間20mSvという被ばく量は非常時の許容基準であり、10年近くも過ぎた時点でこの基準を強いること自体、ICRPの主旨に反しているはずである。平常時に一般住民が生活する環境は、年間1mSvである。そういう意味で、今からでもチェルノブイリと同様の非居住エリアを設け、その地域の人には正当な補償を行うべきである。

ではそのエリアはどの程度になるであろうか。年間5 mSv以上のところが該当するが、現状では正確にはわからない。しかし、初期に年間20mSvを基準として設定したエリアを最小条件とすると、図1の範囲が妥当と考える。おおむね半径30kmの範囲に飯舘村を加えたもので、約1700km<sup>2</sup>になる。



平成23年4月22日時点  
(事故直後の区域設定が完了)

第15回原子力災害対策本部 (平成23年5月17日)

図1. 初期の避難指示区域

出典：環境省『放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料』2017年度版、第9章

<https://www.env.go.jp/chemi/rhm/h29kisoshiryo/h29kiso-09-04-01.html>

現在は、年間被ばく量 20mSv 以下になると避難指示を解除し、居住可能として支援を打ち切っている。しかし、過半数の人々は帰らない。これは話が逆であって、過半数の住民が望むように、そしてむしろ健康配慮の観点から、帰還を抑止する方向に政策転換することが真つ当な施策である。

#### 4. 居住密度と避難政策

チェルノブイリでは避難エリアを決めて人々の移住を促進し、除染は小規模にとどめた。日本では大規模に除染して、人々の避難を最小限に抑制した。除染には限界があつていったんは線量が下がっても再び上昇するために、回を重ねることもしばしばあつた。そして非常時の被ばく基準を居住環境の基準にして帰還促進政策を強行している。除染土壌の量は、チェルノブイリでは約 16 万 m<sup>3</sup> が埋め立て処分されたと言われるが、福島県内の除染土壌の推計量は 2200 万 m<sup>3</sup> と言われている<sup>5</sup>。

述べてきたように、まず避難を優先して健康を優先すべきだと主張すると、チェルノブイリのよう

<sup>5</sup> まさのあつこ『あなたの隣の放射能汚染ゴミ』集英社新書、2017年、p.137

な人口密度の低いところと日本のような人口密度の高いところでは同日には論じられない、という反論が予想される。

それに対しては次の点を指摘しておきたい。第1に被ばくの被害は、どの国の人にも差が無いこと。第2に、ドイツでは町の近郊に原発が立地しているケースが多数ある。つまり、消費地との距離がきわめて近い。ドイツ政府が原発廃止政策を選んだ理由には、消費者たる市民たちが自らのリスクとして原発の存在いかんを考えたからである。都市部の消費者が遠方なら周辺の人々が被ばくしても良いと言っているのが現状である。このような不道徳を当然とする政府と有権者は恥を知らなければならぬ。